

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

川崎市学校運営協議会委員設置校における当該委員の任免

1 教育長の専決事項の理由

2校の学校運営協議会の校長及び教職員につきまして、平成31年4月1日付けの人事異動ならびに校内での担当者の変更に伴い、学校運営協議会委員の任免が必要になったため

2 学校運営協議会委員の任免

【任命期間が平成30年4月1日～平成33年3月31日の委員】

学校名	選出区分	任	免
荻宿小学校	校長	志田 雅弘	石川 奈緒美
	教職員	古川 雄二郎	新原 和史
	教職員	佐藤 真広	北 洋介

【任命期間が平成31年4月1日～平成32年3月31日の委員】

学校名	選出区分	任	免
子母口小学校	校長	田中 仁浩	田中 真喜男

3 根拠法令等

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第4条第1項第5号

「川崎市学校運営協議会規則」第9条および第11条

学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）

平成 31 年 4 月 1 日現在

設置年度	設置校（中学校区）		委員の任期
平成 31 年度	東橋中学校	東橋中学校区	<u>平成 31.4.1</u> ～ <u>平成 32.3.31</u>
	子母口小学校		
	久末小学校		
	金程中学校	金程中学校区	
	千代ヶ丘小学校		
	金程小学校		
平成 27 年度	苧宿小学校		<u>平成 30.4.1</u> ～ <u>平成 33.3.31</u>
	稲田中学校		
平成 20 年度	上丸子小学校		(任命日) ～平成 32.3.31
	中野島中学校		
平成 18 年度	川中島小学校		
	東小田小学校		
	南河原小学校		
	土橋小学校		

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (抜粋)

(教育長の専決事項)

第4条 教育長は、次の各号に掲げる委員会の権限に属する教育事務について、専決することができる。

- (1) 町区域の設定、廃止又は変更、住居表示の実施、土地区画整理事業等の実施等に伴い、学校その他の教育機関の位置の表示が変更される場合に必要となる改正条例の市議会提出原案の作成及び教育委員会規則の改正に関すること。
 - (2) 委員会が指定する請願等に関すること。
 - (3) 審査請求に対する決定以外の公文書の開示請求等に関すること。
 - (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事（教育長、教育次長、担当理事、部長、担当部長、課長、室長、担当課長、主任指導主事、学校その他の教育機関の長、副校長及び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。）に関すること。
 - (5) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱のうち、川崎市学校運営協議会規則（平成18年教育委員会規則第2号）第9条第1項第4号及び第5号に規定する委員の任期途中での任免に関すること。
- 2 教育長は、前項の規定に基づきその事務を専決したときは、これを速やかに委員会に報告しなければならない。

.....

川崎市学校運営協議会規則 (抜粋)

(委員の任命)

第9条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他委員会が適当と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を委員会に申し出ることができる。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第11条 委員の任期は、任命された日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第9条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。